

秦野市市税条例の一部を改正することについて

秦野市市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 8 年 1 1 月 2 4 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

地方税法の一部改正により、次のとおり改正するものであります。

- (1) 軽自動車税について、天然ガス軽自動車等一定の環境性能を有するものとして地方税法で定める軽自動車（平成 2 8 年度中に新規に車両の番号登録をしたものに限る。）の税率を、平成 2 9 年度分に限り軽減すること。
- (2) 本年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までに取得した特定再生エネルギー発電設備について、課税年度から 3 年度分の固定資産税の課税標準を軽減すること。



秦野市市税条例の一部を改正する条例

秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第25項中「法附則第15条第2項第6号」を「法附則第15条第2項第7号」に改める

附則第33項の表以外の部分中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「平成28年度」を「平成29年度」に改め、同項を附則第38項とする。

附則第32項の表以外の部分中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「平成28年度」を「平成29年度」に改め、同項を附則第37項とする。

附則第31項の表以外の部分中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「平成28年度」を「平成29年度」に改め、同項を附則第36項とする。

附則第30項を附則第35項とし、附則第26項から第29項までを5項ずつ繰り下げ、附則第25項の次に次の5項を加える。

26 法附則第15条第33項第1号イの条例で定める割合は、3分の2とする。

27 法附則第15条第33項第1号ロの条例で定める割合は、3分の2とする。

28 法附則第15条第33項第2号イの条例で定める割合は、2分の1とする。

29 法附則第15条第33項第2号ロの条例で定める割合は、2分の1とする。

30 法附則第15条第33項第2号ハの条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第31項の改正規定（同項を附則第36項とする部分を除く。）、附則第32項の改正規定（同

項を附則第 3 7 項とする部分を除く。) 及び附則第 3 3 項の改正規定(同項を附則第 3 8 項とする部分を除く。) 並びに第 3 項の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の秦野市市税条例附則第 2 6 項から第 3 0 項までの規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成 2 8 年法律第 1 3 号) 第 1 条の規定による改正後の地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) 附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する設備に対して課する平成 2 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 この条例による改正後の秦野市市税条例附則第 3 6 項から第 3 8 項までの規定は、平成 2 9 年度分の軽自動車税について適用する。